

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業省大臣 殿

高浜原子力発電所 3・4 号機の再稼働を行わないことを求める意見書

高浜原子力発電所 3・4 号機の再稼働については、関西電力から出された設置変更許可申請書を原子力規制委員会が審査し、その合格書にあたる「意見書」が出されました。

しかし、福島原発事故から 4 年目の現在も事故原因は究明されず、汚染水は垂れ流され続けています。また、新規制基準に適合したからといって原発の安全性が高まるわけではありません。安倍首相が「世界の安全基準」と豪語する新規制基準は、免震重要棟やベントなど大事故が起きた際の、あくまでも大事故を前提とした対策に過ぎないのです。たとえば、原発が地震に襲われた際など、故障は単一で他の機器はすべて健全との想定で安全審査がなされています。つまり、原発内部の複数の機器が同時に壊れる「多重損傷」事故は想定されていません。ですから、規制委の田中委員長は「規制基準は安全基準ではない」「大事故が起こることを否定はできない」と吐露し、「規制委は再稼働の判断はしない。政治が判断するもの」と再稼働の判断を避けているのです。

高浜原発は越前市からわずかに 60Km の距離です。実際に、全村避難になった福島県飯館村は、福島第一原発から 50Km 圏内。その北西の 60Km の伊達市も除染が必要になりました。こうした現実を考慮すれば、越前市民に被曝を強い、故郷や生業を捨てる覚悟を強いる高浜原発の再稼働を、議会として黙過することはできません。よってここに意見書を提出するものです。

記

- 1、関西電力高浜原子力発電所 3, 4 号機および大飯原子力発電所 3, 4 号機の再稼働を認めないこと。
- 2、電力事業者に対し、原子力発電所の周辺自治体と立地並みの安全協定を締結することを国が責任を持って促すこと。
- 3、原子力発電所を廃止することによる雇用や地域経済に対する支援策を国が責任を持って行うこと。

以下、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。